

**紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任ある調達に関する
EU の統合的アプローチに向けた
JEITA と JBCE による共同提言**

JBCE*と JEITA**は、「紛争鉱物」に関する欧州委員会の規則案及び共同コミュニケーションを評価する。 JEITA と JBCE は、紛争地域の責任ある鉱物の市場を創出し、企業が現在調達を回避しているコンゴ民主共和国（DRC）及び大湖地域原産の鉱物部門における市場の歪みを軽減しようとする EU の取り組みを強く支持する。世界市場で活動する者として、我々は意見や提案を提供することによって、欧州委員会の目標の実現に積極的に寄与する所存である。

* **JBCE**（Japan Business Council in Europe）は、1999年に在欧日系企業の利益を代表する非営利組織として設立された。情報通信技術、エレクトロニクス、化学、自動車、機械、卸売業、精密機器、製薬、鉄道、織物、ガラス製品等、幅広い部門の企業で構成されている。JBCE 会員である大規模多国籍企業約 70 社の 2013 年の世界市場での売上高は総計 1 兆 4000 億ユーロに達する。JBCE は欧州における日系企業の事業の理解とプロモーションの強化を積極的に推進し、審議中の法的問題や、将来にわたって影響を及ぼす公共政策問題に対する会員企業の見解を提案している（www.jbce.org）。EU Transparency Register: 68368571120-55

** **JEITA**（Japan Electronics and Information Technology Industries Association）は、電子部品・素材及び半導体、家電、産業システム機器、IT 製品からソリューション・サービス等、幅広い分野の多くの企業を代表する組織である。それらの企業の多くが現地製造工場や研究センター、欧州連合との取引を通して欧州で活発に活動している。2011 年以降、JEITA の責任ある鉱物調達検討会が紛争鉱物案件への対応を行っている(<http://www.jeita.or.jp/english/>)。EU Transparency Register: 519590015267-92

JEITA と JBCE は、欧州委員会が「紛争鉱物」の課題を認識し、その効果的解決に向けて規則案を提案したことを評価する。特に、欧州委員会の以下のアプローチを高く評価する。

- (1) OECD デューディリジェンス・ガイダンスに定められた原則やプロセスに従い、製錬所／精製所にフォーカスしていること
- (2) 紛争地域産の責任ある鉱物の市場創出をめざしていること

(3) 責任ある調達のコストと、それが中小企業に及ぼす潜在的影響を認識していること

現場の実態をよく知る我々 2 団体として、EU のアプローチをより実効性のあるものにするために以下の意見を述べたい。

規制案に関して

(1) リサイクル材もしくはスクラップ材は対象から除外されるべき

スクラップ工程で生産されたリサイクル材の調達先を遡ることは現実的ではない。その一方で、EU の資源効率化という目的を補完するためには、リサイクル材の使用が奨励されるべきである。したがって、100%リサイクル材の場合、原産国特定は不必要である旨を EU 規則に明記すべきである。この場合、100%リサイクル材のみを加工する製錬所及び精製所が不公正に市場から排除されないよう、そうした製錬所及び精製所の認証を行い、別途リスト化されるべきである。

(2) 「紛争地域及び高リスク地域」を特定するための明確なガイダンスを透明なプロセスで整備すべき

EU の規則の中で「紛争地域及び高リスク地域」の特定を避けている論理的根拠については理解する。その一方で企業はシステムを予測可能なものとするために、「紛争地域及び高リスク地域」を特定するための明確なガイダンスを必要としている。したがって、関連のあるステークホルダーと協力し、透明なプロセスによって、「紛争地域及び高リスク地域」を特定するための明確なガイドラインが策定されるよう要望する。

さらに、製錬所の紛争フリー認証は、iTSCi のような確立されたトレーサビリティスキームが整備されない限り極めて困難であると思われる。したがって、信頼できるトレーサビリティスキームが整備されるまで、拙速な対象地域の拡大は避けるべきである。

(3) 輸入者に重点を置き、責任ある輸入者、責任ある製錬所及び精製所の明確な認証基準を設定すべきである

欧州委員会がサプライチェーンの最も適切なポイントである輸入者を重視していることを評価する。現在の規則案の範囲を維持し、「輸入者」の定義を明確にすることで、輸入者以外に影響が及ぶことを回避すべきである。その定義では、規則案の付属書に提示されているカスタムコードの 1 つを使用して輸入を行う企業であることに言及すべきである。

川上の事業者とサプライチェーンにおける品質情報の伝達促進に集中することは、サプライチェーンの適切なポイントに対応することになる。これは OECD ガイダンスをは

はじめとするさまざまな業界のイニシアティブに沿ったもので、ドッド・フランク法を補完するものでもある。

ただし、責任ある輸入者、製錬所及び精製所の認証のための明確な基準は、管理が行き届き、有効で信頼できる認証制度の下で設定されるべきである。輸入者認証における混乱を避けるために、我々は EU に対し、「責任ある」輸入者の明確な基準を設定するよう要望する。そのような基準は、CFSI の紛争フリー製錬所プログラムや LBMA のような既存の基準を利用すべきである。同時に、中小の製錬所の負担の程度は慎重に考慮されるべきである。

(4) 紛争地域からの責任ある調達に対するインセンティブの強化

提案されたインセンティブ案は、どちらかという川下の製造者を対象とし、紛争地域から直接責任ある調達を行った企業を対象としていない。責任ある調達を効果的に促進するために、川上の事業者に焦点を当てたインセンティブについて、さらに検討する必要がある。

公共調達（EU 共同コミュニケーション）に関して

(1) デューディリジェンスの対象は製品ではなく企業とすべき

共同コミュニケーションは、「公共調達によって購入された、錫、タンタル、タングステン、金を含む製品は、契約義務を満たすために、OECD デューディリジェンス・ガイダンスもしくはそれと同等のデューディリジェンススキームを尊重しなければならない」と述べている。OECD は、鉱物サプライチェーンの中の全てのサプライヤーとその他の関係者に対してデューディリジェンスのプロセスの枠組みを提供している。したがって、OECD ガイダンスに従うべきなのは、製品ではなく企業である。

(2) デューディリジェンスに関する EU ガイドラインの整備

川下企業がサプライチェーンの上流企業から寄せられた全ての情報の信憑性を確認することは極めて困難である。サプライヤーへの行き過ぎた不合理な要求は責任ある調達への移行を逆行させる恐れがある。そのような「de facto ban（事実上の取引禁止）」を避け、サプライチェーン全体にわたる適切な情報伝達を促すために、欧州委員会が適切なデューディリジェンス手法に関するガイドラインを整備すれば幅広い支持を得るであろう。

添付資料は、我々が米国ドッド・フランク法遵守の取り組みの中で経験した不適切なデューディリジェンスによる弊害の事例を簡潔にまとめたものである。

最後に

紛争地域及び高リスク地域からの責任ある調達、途上国における人命や経済発展に深く関わっている。企業側のみの取り組みでは、そうした地域からの責任ある調達を確実にすることはできない。米国や日本を含めて、世界各国の政府の取り組みが重要である。世界的規模の協力の促進という点から見て、欧州外交の役割は極めて大きい。

法制化のプロセスを進めるに当たっては、CFSI等の既存の制度やプログラム、イニシアティブを害することのないよう、また企業に対する不要な負担を回避するよう、規則案が慎重に審議されることを求める。

我々は建設的な業界団体として、欧州委員会の改善に向けた挑戦を支援する準備がある。

添付資料

不適切なデューディリジェンスによる弊害の事例

不適切なデューディリジェンスの事例	弊 害	CFSI FAQ
紛争フリーの保証を求める。 鉱物が紛争フリーではなかったことが判明した場合、損害賠償を求める。	現在、CFS が無ければ、川下企業が製錬所や精製所より先に遡ることは出来ない。CFS の数が十分ではない場合、紛争フリー保証を求めることは、de fact ban を招くことになる。	Q2 Q3 後半
企業が全ての製錬所を CFS へ切り替える厳しい期限を設ける。それができない場合は取引を打ち切る。	CFS の数が十分ではない場合、殆どの企業がこの要求を満たすことはできないため、サプライヤーいじめや調査の阻害に陥りかねない。	—
紛争フリー宣言書／証明書。 サプライヤーに紛争地域から調達しないよう要求する。	紛争地域原産の鉱物の de fact ban を招く。	Q3、Q7
全ての製錬所や精製所を特定する厳しい期限を設ける。それができない場合は取引を打ち切る。	この要求を満たすのは、殆ど不可能であり、サプライヤーいじめや調査の阻害に陥りかねない。	Q8
川下のサプライヤーへの監査。	OECD ガイダンスは、製錬所と精製所のみ第三者監査を求めている。川下のサプライヤーへの監査は、企業への追加負担を招く。	Q4
異なるフォーマットを用いた調査。	サプライヤーの負担が増し、調査の正確性を損なう。	Q5
迅速な回答の要求。	殆どの場合、企業は、サプライチェーンが多層であるため、短期間で十分な調査結果を得ることができない。	Q6
サプライチェーンで集められた全ての情報の責任を川下企業に負わせる。	川下企業が不確実な情報を開示した責任を問われる。	—

CFSI 発行の FAQ にも同様のデューディリジェンスに関するコメントが述べられているのでご参照下さい。

http://www.conflictreesourcing.org/media/docs/CFSI_DueDiligenceandCompanyAssurance_FAQ.pdf